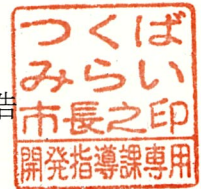


みらい開第527号
令和4年1月17日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会 様

つくばみらい市長 小田川 浩



包括承認基準5自動車解体業の施設の取扱いについて

市行政の推進については、平素から別格の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、当市では、つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則（以下、施行規則という。）により茨城県が制定した茨城県開発審査会付議基準をすべて準用していましたが、令和4年2月1日付けで施行規則を改正し、包括承認基準5自動車解体業の施設の取扱いについてを準用から除くこととなりましたのでお知らせします。

なお、包括承認基準5の取扱いについては、つくばみらい市ホームページ（開発行為等に関すること）に掲載しております。

よろしく申し上げます。

《お問い合わせ先》
つくばみらい市役所谷和原庁舎
都市建設部開発指導課
担当：松崎、小林
TEL：0297-58-2111（内線）5403
FAX：0297-52-6024

■施行規則の改正理由及び今後の取扱いについて

包括承認基準 5 自動車解体業の施設の取扱いについて（変更）

○理由

当市の近隣自治体の市街化調整区域において、自動車解体業の施設等が無秩序に乱立・増加しており、地域住民の不安が高まっていることから、包括承認基準 5 の適用を廃止し立地の規制を行っており、それによる当市への影響を検討した結果、当市に申請が集中し、住民に不安を募らせることが無いように、市民の安全で安心な暮らしを保全するため。

○今後の取扱い

施行日（令和 4 年 2 月 1 日）までの許可申請に関する経過措置は設定しない。

施行日までの開発許可申請等については、茨城県廃棄物規制課から適当と認められた「使用済自動車の解体業の施設に係る事業計画書の審査結果について（通知）」の写しが添付されている申請に限り受け付ける。